労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本航空株式会社から、日本航空キャビンクルーユニオンが解雇撤回要求に関して行う争議行為に対抗して、平成27年３月19日以降、同組合の組合員が従事する全職場（北海道、青森県、秋田県、千葉県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年３月 18 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ジェイエア乗員組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年３月19日以降、同組合の組合員が従事する株式会社ジェイエアの全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、東京都、新潟県、大阪府、和歌山県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年３月 18 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全済生会労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年４月１日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、岩手県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、福岡県及び佐賀県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年３月 18 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

北 海 道	済生会小樽病院及び済生会西小樽病院
岩 手 県	北上済生会病院
福 島 県	済生会川俣病院
茨 城 県	水戸済生会総合病院
群 馬 県	済生会前橋病院
埼 玉 県	済生会鴻巣病院及び済生会川口総合病院
東 京 都	済生会中央病院
神奈川県	済生会神奈川県病院及び済生会平塚病院
新 潟 県	済生会三条病院
富 山 県	済生会富山病院及び済生会高岡病院
三 重 県	済生会松阪病院
京 都 府	済生会京都府病院
大 阪 府	済生会野江病院、済生会新泉南病院及び済生会富田林病院
奈 良 県	済生会奈良病院及び済生会御所病院
和歌山県	済生会和歌山病院及び済生会有田病院
鳥 取 県	済生会境港総合病院
広 島 県	済生会呉病院及び済生会広島病院
山 口 県	済生会山口総合病院及び済生会下関総合病院
福 岡 県	済生会八幡総合病院、済生会福岡総合病院、済生会飯塚嘉穂病院、済生会大牟田病院及び済生会二日市病院
佐 賀 県	済生会唐津病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、山陽自動車運送労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年４月12日以降、同組合の組合員が従事する山陽自動車運送株式会社の全職場（茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県及び広島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年３月 18 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、山口労働局の関係事業主を代表する者広澤和夫の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 27 年３月 18 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、山口労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成27年３月27日

４　推薦書及び添付書類提出先　山口労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

注１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低工賃の改正決定に関する公示

福岡労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、福岡県婦人服製造業最低工賃（平成13年福岡労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 27 年３月 18 日

福岡労働局長　前田　芳延

福岡県婦人服製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　福岡県の区域内で婦人服製造業に係るワンピース、上衣、コート、スカート（タイトスカートを除く。以下同じ。）又はスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄及び工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程			金額
ワンピース、上衣又は	そで裏まつり			10センチメートルにつき　15円
	そで口まつり			10センチメートルにつき　15円
	すそまつり			20センチメートルにつき　17円
	身返し千鳥掛け			１か所につき　13円
	肩パット付け			１枚分につき　32円
	ボタン付け	飾りボタン付け		１個につき　９円
		根巻きボタン付け	カボタンを付けるもの	１個につき　13円
			カボタンを付けないもの	１個につき　10円